

過する日までは、年間三六〇時間と定められていたものを一月について二四時間一年について一五〇時間に改正しました。

町職員の育児休業等に関する条例の一部改正

育児休業と部分休業の対象となる子の年齢について、現行一歳未満を三歳未満に引き上げ、また育児休業した職員の業務を処理するため、臨時的任用のほか任期付採用を行うことができると改正しました。

政治倫理の確立のための明和町長の資産等の公開に関する条例の一部改正

株式に関して額面無額面の区分を廃止した商法の改正により、額面金額の総額が削除されたことにより、これに準じて町の条例でも額面金額の総額を削除しました。

町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

職員が一日の勤務時間の一部を勤務をしない部分休業、並びに育児休業期間中の給与の支給方法を定める改正を行いました。

平成13年度

一般会計補正予算

既定の予算総額から、歳入歳

出それぞれ四、五七〇万二千円を追加し、総額を五億二二一萬二千円にしました。これは、主に財政調整基金積立金や児童手当、合併処理浄化槽設置費補助金等の追加による補正です。
()は補正後の総額

歳入

町税 四億九、一五二万円減
(二億五、七八六万二千円)
利子割交付金 四、〇〇〇万円
(五、二〇〇万円)
地方消費税交付金 一〇〇万円減
(九、九〇〇万円)
地方特例交付金 一、〇一〇万

三千円(七、〇一〇万三千円)
地方交付税 一億九、九二九万八千円(八億三、七〇一万円)
国庫支出金 三、四九五万円
(二億一、一〇万四千円)
県支出金 五三二万八千円
(一億五、二〇一萬二千円)
繰越金 二億四、四六五万八千

円(四億三、四五一万四千円)
町債 三八八万五千円
(三億四、一八万五千円)
歳出
総務費 四、二六六万九千円
(二億九、七一六万三千円)
民生費 二七二万九千円減
(一〇億、三四万一千円)

衛生費 一、〇二二万七千円
(三億九、五七九万九千円)
消防費 六三三万八千円減
(一億九、三三三万一千円)
教育費 一八五万三千円
(二億四、六九七万四千円)

平成13年度老人保健特別会計補正予算

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ三、八八二万七千円を減額し、総額を七億九、八一七万三千円にしました。これは主に医療給付費の減少による補正です。()は補正後の総額

歳入

支払基金交付金 三、九四〇万八千円減(五億四、六四一萬六千円)
国庫支出金 八〇〇万円減
(一億五、八二六万二千円)
県支出金 一〇〇万円減
(三、九五六万五千円)
繰入金 二〇〇万円減
(四、一三二万円)

繰越金 一、二五八万一千円
(一、二五八万二千円)
歳出
医療諸費 四、〇〇〇万円減
(七億九、五二二万八千円)
諸支出金 一、一七万三千円
(一、一七万七千円)

平成13年度国民健康保険特別会計補正予算

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ一、四六五万円を追加し、総額を八億六、七八六万六千円にしました。これは、主に一般被保険者等療養給付費等の追加に伴う補正です。()は補正後の総額

歳入
国民健康保険税金 三〇七万三千円(三億一、一五七万六千円)
国庫支出金 一、一三七万七千円
(二億九、二八〇万一千円)
繰入金 二〇万円
(三、一八六万三千円)
歳出
保険給付費 一、四六五万円
(五億四、六三三万六千円)

平成13年度下水道事業特別会計補正予算

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ四、一六六万五千円を追加し、総額を八億五、一六三万七千円にしました。これは、終末処理場建設工事費などによる追加補正です。()は補正後の総額

歳入
諸収入 五四六万五千円
(五七七万二千円)
町債 三、六〇〇万円
(三億一、八〇〇万円)
県支出金 二〇万円
(一〇〇万円)



一部完成した水質浄化センターの汚泥ポンプ室など

歳出
下水道費 四、四五〇万三千円
(六億九、六九九万四千円)
公債費 一八三万八千円減
(五六二万四千円)

平成13年度下水道事業会計補正予算

資本的収入の予定額を八四八万九千円追加し、総額を七、〇九八万四千円にしたほか、資本的支出の予定額を一一〇万三千円追加し、総額を二億四、六〇〇万七千円にしました。これは主に、国庫補助事業による石綿セメント管の更新事業が追加採択となることから国庫補助金を追加したほか、下水道工事に伴う上水道配水管等の布設替えの補償費を追加したための補正です。

議員提出議案

次の意見書を内閣総理大臣等に提出することについて議決されました。

- 児童扶養手当の見直し案(削減)の撤回を求める意見書
- 安心の医療制度への抜本改革を求める意見書
- 雇用の危機突破を求める意見書
- 牛海綿状脳症(BSE)について万全な対策を求める意見書